

## 品川区立文化センター管理運営要綱

制定 平成21年4月 1日 区長決定

要綱第313号

改正 平成22年7月23日 区長決定

要綱第94号

改正 平成24年1月31日 区長決定

要綱第10号

改正 平成27年2月 9日 部長決定

要綱第42号

### (目的)

第1条 この要綱は、品川区立文化センター条例（昭和47年品川区条例第26号。以下「条例」という。）および品川区立文化センター条例施行規則（平成21年品川区規則第22号。以下「規則」という。）に基づき、文化センターの管理運営に関して必要な事項を定めるものとする。

### (営利行為)

第2条 条例第4条第2項第1号の「営利を目的とする行為」とは、次の行為をいう。

- (1) 物品を販売または販売契約をする行為。ただし、文化センター利用者へのテキストおよび教材教具類の実費配布を除く。
- (2) 会社および商店等で展示販売をするもの。
- (3) 月謝または授業料等を徴収するもの。たとえ名目上会費であっても、実質的に授業料等であって学習塾に類するものをいう。
- (4) 不特定多数に呼びかけ、運営費を上まわるような会費（参加費、入場料等を含む。）を徴収し、催物（映画鑑賞、ダンスパーティー等）を行うこと。

### (公益を害する行為)

第3条 条例第4条第2項第2号の「公益を害するおそれがある」とは、主として次の場合をいう。

- (1) 騒音や悪臭を発する物品を持ち込み、施設内外から苦情がでる恐れがあるとき。
- (2) プロパンガス等のガスボンベおよび火薬等危険物を持ち込むとき。
- (3) 部屋を暗くして催しを行うとき。

ただし、映画会、キャンドルサービスおよびダンスの集い等を行うときは、各施設と十分協議のうえ決定する。

### (使用者の範囲)

第4条 条例第5条別表第2および第3ならびに規則第3条別表第2に掲げる「区民」とは次のものをいう。

- (1) 区内に住所を有する者とは、区内に在住、在勤ならびに在学している者をいう。
- (2) 区内に事務所等を有する団体とは、区内の学校、事業所（支所・支店）をいう。
- (3) 区内に住所を有する者を主たる構成員とする団体とは、その団体の構成員が5人以上で、半数以上が区内に在住、在勤ならびに在学している団体をいう。

2 「区民以外」とは、前項以外をいう。

3 条例第5条別表第3に掲げる温水プールの「中学生以下」とは、4歳以上から中学校在生までをいう。

### (使用料の減免)

第5条 条例第5条第2項および規則第7条第1項第2号から第6号までに基づく使用料の減免については、飲酒を伴う施設使用にはこれを適用しない。

### (個人使用料の免除)

第6条 規則第7条第1項第7号に定める障害者には、その介助者を含むものとする。

2 条例第5条第1項別表第3に掲げるプラネタリウムの「中学生以下」とは、4歳以上から中学校在生までとし、4歳未満の者は免除とする。

### (設備等)

第7条 規則第3条別表第2に定める「設備等」のうち、電子オルガンには電子ピアノを、ポータブルテープレコーダーには、CDおよびMDカセットレコーダー等を含む。

### (社会教育対象者)

第8条 規則第7条第1項第2号の「社会教育のために使用するとき」の対象者は、一般区民に限る（職員、団体の構成員を対象にしたものは除く。）。

### (公益団体)

第9条 規則第7条第1項第2号および第3号の「公益団体」とは、おおむね次のものをいう。

- (1) 消防団
- (2) 交通安全協会
- (3) 町会・自治会
- (4) 幼稚園協会
- (5) 防犯協会
- (6) 防火協会
- (7) 納税貯蓄組合

- (8) 社会福祉協議会
- (9) 母子福祉連合会
- (10) 医師会・歯科医師会・薬剤師会・獣医師会
- (11) 商店街連合会
- (12) 工場協会
- (13) 商工会議所
- (14) シルバー人材センター
- (15) 教育会
- (16) 公益財団法人品川区スポーツ協会および同協会に加盟する団体（旧レクリエーション協会文化系6団体を含む。）
- (17) P T A
- (18) 日本赤十字社

**（飲酒を伴う施設使用）**

第10条 飲酒を伴う施設使用を承認する室名は、次のとおりとする。

- (1) 五反田文化センター 講習和室・第1講習室
- (2) 荏原文化センター レクリエーションホール・第4講習室
- (3) 東品川文化センター レクリエーションホール・講習和室・第1講習室・
- (4) 旗の台文化センター レクリエーションホール
- (5) 南大井文化センター レクリエーションホール・第1講習室・第2講習室

**（委任）**

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、文化スポーツ振興部長が定める。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成22年8月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。